

川越市文化創造インキュベーション施設条例施行規則（案）の概要 について

令和5年8月
都市計画部都市景観課

1 制定の趣旨

本市は、市指定有形文化財である旧川越織物市場及び旧栄養食配給所を公開するとともに、新たな価値を創出する活動を行う事業者を支援することにより、市民の文化の向上及び地域産業の活性化に寄与するため、川越市文化創造インキュベーション施設条例（以下「条例」といいます。）を制定しました。

令和6年春に予定している供用開始に向け、休館日や利用時間等、条例の施行に関して必要な事項を定めるため、川越市文化創造インキュベーション施設条例施行規則（以下「規則」といいます。）を制定しようとするものです。

2 規則（案）の主な内容

規則（案）に定める主な内容は、次のとおりです。

(1) 休館日に関する事項

川越市文化創造インキュベーション施設の休館日について定めようとするものです。

(2) 利用時間に関する事項

川越市文化創造インキュベーション施設を利用することができる時間について定めようとするものです。

(3) 利用手続き等に関する事項

川越市文化創造インキュベーション施設のうち、創業支援施設の利用に関して、許可の申請や利用許可、利用の変更等に関する手続き及び申請書等の様式について定めようとするものです。

また、使用料の減免及び還付に関する手続きや、使用料の納付時期等について定めようとするものです。

3 規則（案）の施行期日

条例の施行の日とする予定です。